

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に  
関する法律の運用について

3 企庁第 1325 号  
平成 3 年 6 月 12 日

通商産業局長・都道府県知事あて

中小企業庁指導部長

近年、我が国の中小企業を巡る経済社会環境は、消費者ニーズの多様化・高度化、情報化の進展、労働力需給の逼迫等大きく変化しており、こうした環境変化の中で、中小企業が事業協同組合等に期待する役割も変化してきている。

中小企業等協同組合法（以下「組合法」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（以下「団体法」という。）の運用に当たっては、こうした時代の変化に伴う中小企業のニーズの変化に組合制度が的確に応えられるよう、可能な限り柔軟な運用を行うことが必要である。そこで、当面留意すべき事項を挙げれば下記のとおりであるので、これらの点及び各組合等の実態も踏まえつつ、上記法律の弾力的な運用を図るよう努められたい。

記

1. 公平奉仕の原則の適用について

近年、組合員の事業規模、業種の多様化等を背景として、一部の組合員のみ利用される組合事業の実施に対する要請が高まっている。

このような組合事業については、組合法第 5 条第 2 項及び団体法第 7 条第 2 項に規定されているいわゆる公平奉仕の原則（「組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。」）との関係が問題になるが、「異業種組合の設立・運営指導について」（昭和 58 年 8 月 27 日付け 58 企庁 1194 号）で示した考え方は、同業種組合も含めた組合一般に該当する。

すなわち、次のような場合は、公平奉仕の原則に反しないものと解される。

- ① 組合事業が現実の一部の組合員についてのみ利用されるのであっても、組合事業の利用の機会が公平に与えられるようになっている場合
- ② 組合事業の利用の機会が過渡的に一部の組合員についてのみ与えられているにすぎない

としても、将来的に他の組合員にも利用の機会が与えられる計画、仕組みとなっている場合

- ③ 組合員の事業が有機的に連携している組合において、資材購入や研究開発等の組合事業が一部の組合員についてのみ利用される場合においても、その効果が組合員事業の連携等を通じ究極的に他の組合員にも及ぶことが明らかである場合

## 2. 削除

### 3. 員外利用の制限の内容について

事業協同組合、事業協同小組合及び出資商工組合の組合事業については、組合員以外の者（員外者）の利用が一定範囲内に制限されている（組合法第9条の2第3項、団体法第17条第3項）ところ、その趣旨は、組合事業が、組合員への直接の奉仕という組合目的から離れて、組合員の利用と競合する態様で員外者に利用されることを避止するというものである。したがって、員外者が組合事業に関与する場合であっても、組合員のための員外者からの物品共同購入事業における場合のように、その関与が組合員の利用と競合せず、むしろ組合員への奉仕という組合の本来の目的の達成に必要であるときには員外利用に該当しないと考えられる。

このような観点から、近年組合に対して要請が高まっている事業と員外利用制限との関係について検討すると、次のような場合には員外利用に該当しないと解される。

なお、組合事業は営利を目的として運営されることのないよう留意されたい。

- ① 組合が組合員のために外部との取引又はその仲立ちを行う場合における、取引の相手方等の当該組合事業への関与

（例）組合が組合員のために共同受発注・配送・決済等の事業をコンピュータ・オンラインシステムを利用して行う場合における、組合員の取引先等の当該システムの利用。

- ② 組合が、組合員の事業を支援するために行う、組合員の取引先、顧客等に対する施設、サービス等の提供

（例－1）商店街等商業集積を形成する組合が、顧客吸引力の増大のために一般公衆の利便を図るための施設を設置してこれをその利用に供すること。（施設の例としては、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所、公園、公衆便所、コミュニティホール、展示場、研修室、カルチャー教室等）

（注）組合法第9条の2第5項及び団体法第17条第5項は、組合員の利用に供する

施設を一般公衆にも開放する場合について員外利用制限の特例を定めたものであるのに対して、本例は（組合員への奉仕目的のためではあるが）初めから顧客等一般公衆の利用に供することを予定している施設と員外利用制限との関係を述べたものである。

（例－２）組合員の事業の発展のために取引先、顧客等に対して行う情報提供等のサービスの実施（取引先又は消費者を対象とする、商品情報の提供、消費者ニーズに関する情報の提供、商品の販売促進のための研修等）。

#### 4. 協業組合の事業転換の認可について

協業組合の事業転換については、主務大臣の特別の認可を要することとされているが、この認可は従来極めて制限的に行われており、結果として協業組合が事業転換を行うことができず、新規事業を実施するために別法人の設立等で対応せざるをえなかったというケースも見られるところである。

しかし、我が国の産業構造全体の転換が進展する中で、中小企業も積極的に事業転換を図ることが求められており、協業組合も、事業経営体として存続・発展するために事業転換が必要とされる場合が増加していると考えられる。

そこで、協業組合の事業転換の認可に当たっては、上記のような情勢の変化も踏まえつつ、弾力的な運用を図ることが適当と考えられる。

具体的な認可の基準については、「協業組合制度の運用について」（昭和42年10月13日付け42企庁第1420号）が引き続き有効であるが、同通達に関しては次の点に留意されたい。

- ① 同通達2(1)中「『需給構造その他の経済的事実が著しく変化したため事業の転換を行なう必要』があると客観的に認められる場合」に該当する旨の説明は、必ずしも公的な統計に基づいて行わなければならない訳ではなく、業界団体の統計その他の信頼できる資料により説明することも可能であること。
- ② 同通達2(2)中「将来、当該転換にかかる事業に比重を移すことを前提として、従来の事業を併せ行なうこととしても差し支えない」とあるのは、当該協業組合の事業全体において新規事業の割合が将来増大していくとの見通しのもとに従来事業を継続しても差し支えないという趣旨であって、事業全体に新規事業が占める割合が半分を超える見通しであることまで求めるものではないこと。